

平成19年 第4回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

川上議員の一般質問を許します。7番、川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。一般質問を行います。

第1に、後期高齢者医療制度の問題点について伺います。

来年4月に実施予定の75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度で、すべての都道府県の1人当たりの保険料が明らかになりました。

厚生労働省が平均的な厚生年金金額としている、年金収入208万円の単身者で見ると、全国平均の年間保険料は8万4,288円。厚労省の試算の7万4,400円を1万円近く上回る結果となっており、高齢者に重い負担を強いる制度の問題点が浮き彫りになりました。

特に福岡県では、年金収入208万円の保険料は10万1,750円と最高額となっており、最も低い長野県の保険料7万1,700円との差は、年金収入が同じであるにもかかわらず、年間3万円にも上ります。また、平均的な年収に基づいて算出した平均保険料で見ると9万8,210円で、全国で4番目となっています。

保険料は、高齢者一人一人が全員支払うことになっている上、原則として年金から天引きする過酷な仕組みになっています。また、保険料を滞納したら、高齢者からは保険証を取り上げる無慈悲な制度です。とりわけ、問題点として、こうした内容が、まだ、多くの高齢者に周知されていないことです。政府は、激減緩和措置として、被扶養者の均等割について、平成20年4月からは、6カ月間は全額免除、その後の6カ月は9割を軽減するとしていますが、これは、先延ばしにしがありません。

凍結が解除されれば、本格実施となり、大変な状態になります。

日本共産党は、この制度の撤回を求めるとともに、少なくとも来年4月からの実施の中止を求めています。

そこで、次の点を伺います。

1点目に、実際の保険料は、収入や世帯構成によって一人一人異なります。芦屋町では、国民健康保険は、4方式で算定されていますが、後期高齢者は、2方式となっています。芦屋町での標準的、厚生年金収入208万円の高齢者及び各階層の現行の保険税と後期高齢者保険料の比較はどのようになるのか。

2点目に、後期高齢者の単身世帯と夫婦世帯の世帯数はどうなっているのか。

3点目に、資格証明書の発行、短期証の発行は、どのように考えているのかを。

また、4点目に、保健事業の健康診査は、実施は、どのようにするのか伺います。

次に、松枯れ対策と被害について伺います。

町内の松林のあちこちで松枯れが発生しています。その原因は、いわゆる松くい虫と呼ばれます。松くい虫とは、昔は松に害を与える60種類以上の昆虫をいいましたが、現在では、マツノマダラカミキリというカミキリムシの仲間をいいます。しかし、実際に松を枯らすのは、マツノザイセンチュウです。マツノザイセンチュウは、体長1ミリ弱の小さなセンチュウの仲間です。マツノザイセンチュウは、明治以降に外国から輸入された木材によって運ばれてきた外来のセンチュウです。春にさなぎからふ化したカミキリの体内に入り込み、健全な松に運ばれます。マツノマダラカミキリが食べた枝の切り口からマツノザイセンチュウが進入します。このマツノザイセンチュウは、健全な松の木の中に進入することにより松を枯らすことが明らかになっています。松を枯らす本当の原因については解明されてませんが、マツノザイセンチュウが関与していることは、間違いありません。

民有林における全国の松くい虫被害量は、昭和54年に228万立方メートルまで達しましたが、平成11年には、その3割程度の66万立方メートルまで減少しました。被害は、収束するものと思われましたが、その後、平成12年から、夏の時期の高温少雨傾向により、再び被害が増加し、平成13年度は75万立方メートル、平成15年度には91万立方メートルとなりました。ことしの夏は高温少雨の傾向が際立っていました。そのため、芦屋町でも松枯れの発生が多かったことが考えられます。芦屋町においても、一刻も早く松くい虫対策を行うことが必要と考えますが、次の点を伺います。

1点目に、町は被害本数の把握は行っているのか。

2点目に、町は、松枯れを防ぐ防除方法はどのようにしているのか。

3点目に、将来的な緑化対策は、どう考えているのか。

以上の点を伺い、第1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 中西 学君

件名1件目の、後期高齢者医療制度について、要旨1の1点目の、国保税と後期高齢者医療の保険料との比較ですが、議員、御指摘のとおり、後期高齢者医療の保険料の賦課は、所得割と均等割の2方式が採用されており、芦屋町の国保税の場合は、所得割、資産割、世帯割、均等割の4方式が採用されているため、一概に増減額を比較することはできませんが、一定の条件を設定した上でお答えをします。

まず、単身、年金収入208万円の標準的厚生年金受給者の場合、後期高齢者医療の保険料は

年額10万1,750円、国保税は、年額9万7,200円プラスの資産割額。次に、単身年金収入79万円の基礎年金のみ、この場合は、7割軽減が適用されますが、後期高齢者の保険料は1万5,280円、国保税は1万5,300円プラスの資産割額、それから、夫婦それぞれ年金収入79万円の基礎年金のみ、この場合は、7割軽減が適用されますが、後期高齢者の保険料は3万560円、国保税は2万2,500円プラスの資産割額、それから、夫の年金208万円、妻の基礎年金79万円の場、2割軽減が適用されますが、後期高齢者の保険料は13万2,300円、国保税は10万6,200円プラスの資産割額、それから、夫の年金300万円、妻の基礎年金79万円の場、軽減の適用はございませんが、後期高齢者の保険料は23万5,850円、国保税は19万8,400円プラスの資産割額でございます。

次に、2点目の、後期高齢者の単身世帯数と夫婦世帯数についてですが、単身世帯というのは、ひとり暮らしの方だけでなく、その世帯に、後期高齢者医療に該当する人が1人だけということでございます、1,145世帯、で、夫婦世帯は273世帯でございます。

次に、要旨3点目の、資格証明書の発行、短期証の発行についてですが、このことにつきましては、後期高齢者医療制度の運営主体でございます、福岡県後期高齢者医療広域連合では、次のような考え方が示されております。

保険料を滞納された被保険者に対しては、早い段階から納付相談等を通じて、保険料を納付できない特別の事情の把握に努め、分割納付、短期保険者証の活用などにより、保険料を少しでも納付していただけるよう、市町村に対し、決め細かな対応をお願いする予定です。一方、資格証明書の交付に際しましては、市町村における納付相談の結果などを踏まえ、個々の事例に応じて、その必要性を判断すべきである、との考え方が示されております。芦屋町としましては、広域連合の考え方に沿って、対処していきたいと考えております。

要旨4点目の保険事業の健康診査はどのようにするのか、とのことですが。

福岡県後期高齢者医療広域連合では、厚生労働省が示す考え方をもとに、実施の方向で現在検討を進められております。実施方法としては、保険者合同による集団契約や市町村委託などによる実施を検討中でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

それでは、松枯れ対策についての要旨の1点目、2点目、私の方からお答えさせていただきます。

被害本数の確認はどうなっとるのかということですが、現在、私どもで確認しておりますのは

約350本程度、松枯れが例年になく多く発生をいたしております。既に、私どもも、担当の方で松の幹にビニールテープとナンバーリングで表示をしているところでございます。

それから、芦屋町の、その松枯れの防除についてのご質問ですが、松枯れのメカニズムについては、先ほど、川上議員が発表されましたですが、このマツノザイセンチュウ、これは、1ミリ程度のセンチュウが、マダラカミキリムシを媒体として松の樹体内でセンチュウが繁殖し、松を枯らすということは、研究で明らかになっています。そこで、芦屋町の場合は、マツノマダラカミキリムシが成虫になる直前の時期、5月の下旬から6月の中旬にかけて、スミパイン乳剤散布による駆除を実施しているところでございます。

防除の方法は、4つの方法がございます。

1点目は、ヘリコプターによる航空防除でございます。実施の場所は、防衛省から委託を受けております基地内の国有林、それから、洞山の保安林、ここの部分につきましては、ヘリコプターによる航空防除で実施をいたしております。

2点目は、人力による地上防除でございます。箇所は12カ所ほど、地上防除を行っております。具体的な場所は、鶴松保安林、白浜保安林、海浜公園内、浜口県営住宅周辺、浄化センター周辺、魚見公園、芦屋小学校周辺、高浜町営住宅、緑ヶ丘町営住宅、すぎな園周辺、東公民館周辺、それから夏井ヶ浜、以上の12カ所で、人力による地上防除を行っておるところでございます。

なお、来年度から、東小学校にも、この被害が甚大となっておりますので、来年度は、東小学校も人力による地上防除を行うように予定をいたしております。

それから3点目は、松くい虫に被害の遭った松の伐倒駆除というのを実施しております。被害に遭った松枯れの松に、マツノザイセンチュウが健康な松に移動することを防ぐ、という目的で伐倒をいたしまして、そういう、マツノザイセンチュウが健康な松に移らない措置をとっておるところでございます。

それから、4点目は、機材等を使用しまして、健康な松に薬剤を樹幹注入する方法がございます。

以上、4点の防除の方法がございますが、町としましては、3点の防除方法で駆除を実施しております。4点目の樹幹注入の駆除方法は、実施はいたしていないのが実態でございます。

以上が、町の松枯れ対策の実施の内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

要旨3点目、③の町の将来的な、緑化対策、松も含めてお答えをいたします。

芦屋町におきましては、現在、緑化推進計画というものは、特に策定はいたしておりませんが、これまで、公園や道路、施設、花壇等の施設整備を図る際には、努めて緑化・植栽に努力をしてきたところでございます。また、緑化意識の高揚を図るために、緑づくりに関する広報活動、ボランティア団体の育成、緑づくりに対する助成、緑の募金運動の推進等を国土緑化推進機構並びに県緑化推進委員会からの運動の提起を受けて、身近では、北九州地区の緑化推進委員会に参画いたしまして、具体的な実践活動を行っておるところでございます。

ちなみに、緑の募金につきましては、毎年、芦屋町では、実績として100万程度の募金を町民の皆さんからいただいております。

緑化の推進につきましては、自然環境保護の視点から、また、安らぎと潤いのある豊かな郷土づくりを図るために、重要な施策の1つであるというふうに考えておりますけれども、植物は生き物でございます、これを維持管理していくには、人、物、金がかかるわけでございます。

現在、この審議をしていただく機関として、芦屋町に緑化推進協議会というのを設置いたしておりますが、そのメンバーは職員のメンバーというふうになっておりまして、これをこのたび改組、組みかえまして、町民参加、参画の協議会に立ち上げまして、将来の緑化対策を町民の皆様と一緒に今後議論していきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、後期高齢者医療制度の問題について伺います。

先ほど、課長の方から後期高齢者の医療保険料と現行の国民保険税の実態報告がありましたが、言われたように、確かに、資産割があるということですね、なかなかそういった具体的な数字は出すのは難しいってことになってますが、一応、芦屋町としましては、この資産割が大体保険料の中の13%ということになってます。当然、資産がある方と資産のない方ですね、その割合、保険料が変わってくると思いますが、そういった観点から見ましてもですね、最大100%の資産割を受けたとしても、1割程度の国保税の上乗せになるということになります。そういった点から見ますと、先ほど、述べられました、各階層の高齢者医療保険料というのが、現行の国民健康保険税から見ればですね、資産割を含めても相当上がっているということになります。

それで、この保険料はですね、将来的にこういった状況になるかっていうと、後期高齢者医療制度では、これを2年ごとにですね、保険料の見直しを行うってことになってます。

で、この原因としては、1つは、医療給付が増加するという事を見込んで改定する、2つ目

に、後期高齢者ですね、人口増という問題も含めてます。確かに、現在の後期高齢者医療保険では、払う保険料は10%と規定しております。そして、ほかの医療保険から支援金として40%、後期で50%、これで100%ということでスタートしました。ところが、2年越しの見直しの中で、後期高齢者が払う保険料はその高齢者人口に沿って上がってきます。18年に10%でスタートした保険料、これは7万4,440円、こういったことになっています。先ほども言いましたように、これは当初、政府が厚生労働省が見込んでいた保険料より1万円高いという状況ですので、当然、今後の保険料は1万円以上、上乘せされるってことになります。この7万4,440円で試算した中身を見ますと、2015年には10.5%で7万8,000円、2025年には12.9%で9万5,974円、2035年には14.6%で10万8,624円、2046年には16.4%で12万2,016円、2055年には18.4%となり、13万6,894円の保険料ということを厚生労働省自体も試算してます。先ほども言いましたように、実際はこれよりもっと1万円以上、恐らく上乘せされると思います。

こういったふうに、高齢者が医療を受け、そして、高齢化が進む限り、この保険料は限りなく値上げされるという、こういった制度が今実行されようとしているんです。収入がふえて、保険料が上がるというのなら、話もわかりますけど、年をとればとるほど、保険料がふえる、まさにこれは、高齢者いじめの制度ではないでしょうか。

こういった制度をつくった方、また、制度に関与した方、そういった方もですね、こんなことを言ってます。これは、元厚生省局長の堤修三さん、現在、大阪大学の教授です。後期高齢者制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、保険料値上げか、それが嫌なら医療の制限かという、悪魔の選択に追い込んでいく制度です。高齢者を邪魔者扱いし、切り捨てる、こういった改悪はうば捨て山だと、こういったことをですね、厚生労働行政にかかわった人も言ってます。

また、現実にはですね、これに携わっている人は、こういったことを言ってるかということ、これは、厚生労働省の宮島俊彦大臣官房総審議官です、総括審議官です。11月3日付の週刊東洋経済という中で、後期高齢者医療制度が当初の制度設計では、5年ぐらいはやっていけるが、その後は、財源のあり方が課題になる、と述べました。こういったぐあいに、みずから設計してですね、これから導入される制度を5年ぐらいで行き詰まると、こういったことを明言していく、こういったですね、厚生労働省の高齢者いじめの無責任ぶりにはですね、大変驚くばかりです。

このような、高齢者をないがしろにしてですね、負担を強いる、このような制度で、高齢者が老後を安心して暮らしていける、こういったことができると思いますでしょうか。

まず、町長にそれを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

町長にお伺いするということでございますが、川上議員、一般質問のとき言われてましたように、日本共産党というお名前を出されたわけでございます。

この、こういう法律、ま、いろんな法律があるわけでございますが、この医療制度という、この法律もですね、我々が選んだ国会議員がですね、国会の中で、こういう法律をつくって、そして、下におろして、こういうふうにやんなさいと、いうふうに審議されるわけでございまして、川上議員の言われることはよくご理解できる、理解しておるわけでございますが、このことに関しましてですね、一、芦屋町の町政を預かる者にこの法律が、どうしてくれと、言われるご質問をされてもですね、我々、後期高齢者広域連合に入って組織の中の一員といたしましてですね、粛々とこのことに関して、審議して、その中で論議させていただくというご答弁しかできませんので、あしからず。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

当然ですね、これは、国で、国会で決められた法律ということでですね、それに基づいて福岡県でも広域連合が設置され、その中で論議されたということで、出てきてます。

ただ、言ったように、内容がこういったものであるので、仮に、広域連合で決まったからといって、それがやっぱり、町民や県民、そういった、また、高齢者に対して、負担を強いる、生活苦を強いる、そのような悪法であれば、私たち議会人は、やはり、これを変えるために努力しなければいけないと思います。当然それは、町として、国に対して、県に対して、意見言うこともできますし、また、県の広域連合そういったことに対しても、改善を求めることはできると思います。

先般の参議院選挙で、自民党は、大敗を喫し、その1つの原因として、こういった社会保障の後退を招く、そういったことを推進したところに国民の審判が下った、そういったことから、新しくなった福田首相もこの後期高齢者医療制度については、凍結の部分とか、そういったものを一定の改善をしようという、そういったことになってます。

当然、やはり、私は、国の行政というのは、法律というのは、国民の声に耳を傾けてやっていく、これが基本だと思います。だから、本当にこの後でも言いますけど、後期高齢者医療制度が、国民の声が反映されてなったかといえ、当然、そんなことは一つもなく、広域連合の中で粛々とやられてこんな悪法が成立したという、町民や県民、高齢者の意見を全く反映されてないという法律です。そういった点ではですね、少しでも改善させていくことが必要だというふうに思い

ますので、私は、この町議会で、こういった論議をして、そうした、こういった論議を踏まえて事務方や町長や広域連合の議員が、後期高齢者広域連合の中ですね、本当に町民の声を反映するようにしていただきたいという、そういった思いで今、町議会での一般質問やってるわけです。

続きまして、先ほど言いました保険料が一応凍結されたということになってます。これは、多くの方々が、ま、それでは、広域連合が始まって、後期高齢者医療制度が始まっても、保険料は1年間ぐらいは払わなくていいのかっていう、そう思ってる方が多いです。しかし、政府の凍結案というのは、保険料徴収の一部の凍結を言っていますが、それは、現在、サラリーマンの扶養家族として健保に加入してる人だけで、凍結期間も半年間は負担ゼロ、08年10月から09年3月は1割負担、以後1年間は5割負担で、2年後からは全額負担というふうになります。この扶養家族として健保に加入してる人は、今までは保険料負担がゼロだった方です。こういった方にも大きな負担を強いる高齢者いじめの医療制度です。

先ほど、課長の答弁でありましたように、夫婦世帯は、243世帯ということは、243人の方が新たに、今まで保険料が払わなかったのが、払わなければいけないという、こういった状況になります。また、それと同時に、これはここでとどまるのではなくて、来年奥さんが75歳になったら、この人もまた払わなければいけないという、毎年、毎年ふえていく、こういったふうに、高齢者が年をとれば、年をとるほど保険料を払わなければいけないというふうな制度になってます。

続いて、資格証明書の問題について伺います。

課長の答弁では、広域連合の方針で資格証明書、短期証の発行は行うっていうふうに言われました。

福岡県の後期高齢者広域連合、この中でも、ホームページを見ますと、保険料を支払えずに滞納した場合にはどうなりますかというQ&Aがあります。これには、保険料を納期までに納めていただけない場合は、督促状が發送されます。それでも納めていただけない場合は、有効期限が短い短期保険証の交付や医療費が一たん全額自己負担となる資格証明書の交付、給付の差しとめ、医療給付からの滞納保険料相当額の控除などの処分や差し押さえなどの滞納処分の対象となることがあります。

こういったふうにして、明確にですね、資格証明書の発行と、それでもなおかつ、ペナルティーとして差し押さえまで行うっていうふうに書いてあります。

当然、この差し押さえを行うという対象者はですね、80代、90代、こういった方々です。

こういった、本当に病人からですね、布団をはぎ取る、こういったようなですね、その血も涙もないような制度でいいのかというふうに私は思います。

この広域連合のですね、検討委員会というのがありますが、検討委員会では、この資格証明書

の発行、これは、慎重に行わなければいけない、こういったふうにしておりますが、芦屋町としては、この資格証明書の発行については、慎重に行うということによって臨むのでしょうか。伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

先ほど申し上げましたように、広域連合でも市町村における納付相談の結果などを踏まえ、個々の事例に応じて、その必要性を判断すべきであるというふうに、広域連合の方で考え方が示されております。芦屋町としても、これに沿って対処していきたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

広域連合の中でのですね、保険料の減免、こういったものについても論議がありますが、1つはですね、災害による減免、これは、被保険者の方やその属する世帯主の方が震災や風水害、火災などの災害により、住宅や家財などの財産について損害を受けた場合、もう1点としては、収入の減少による減免、被保険者の方やその属する世帯主の方が死亡、病気、事業の休廃止、失業、農産物の腐朽、不良などにより収入が減少した場合、こういったときには減免の対象になるというふうにしております。当然、こういった方々がさらに滞納し、資格書の証明発行という、そういった事態になりますと、法の中で定められている特別の理由、こういったこともですね、特別の理由に当たるといふ、そういったことで町は対応するのでしょうか。伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定により、保険料の減免を実施する場合は、広域連合が条例で定めることになっております。で、福岡県の広域連合では、条例第19条に、災害及び収入の著しい減少と理由とする保険料減免について規定しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ですからね、そういった対象になる方は、やはり、特別の理由ということで、資格証明書の発行というところにすぐいかないで、当然、町としてもそういった事案を判断してやるべきではな

いかなっというふうに言ってるわけです。

この資格証明書の発行とか短期証の発行、これの窓口には、基本的には、市町村が窓口になるということを広域連合も言ってますので、ま、そういったところの事案をですね、理由をよく聞いていただいて、資格証明書の発行に一律的につなげるという、そういったことはしないように、強く求めるものです。

それと、短期証明書の発行ですね、これは保険料の滞納がどのくらいになったら行うんですか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

別に金額的なものはございません。

ただ、早期に、一応、その払えない特別の事情を把握して、できるだけ払えるような形で納税相談等を行いなさいということがございますので、そのケースに応じて短期証を発行することもあるかとは思います。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

まだ、福岡県の広域連合では決定されていないということでしょうが、情報によりますと、東京の広域連合では、一応6カ月を目安として、短期証の発行とかね、そういったふうなことが言われてますが、しかし、やっぱり、こういった機械的に3カ月とか6カ月とか区切ってやること自体には、やっぱり問題がありますし、先ほど言われたように、納付相談、そういった部分を十分にしながら、その人の生活実態、そういったものを見ながらですね、これはやるべきだっというふうに思います。

それと、4点目の保健事業について、一応、福岡県の広域連合としては、行うという方向ですが、これについて、健診事業の自己負担分、これはどのようになるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

現在、広域連合でも自己負担分については検討されております。ただ、国庫補助の設定では、課税世帯が3割、非課税世帯1割を費用徴収基準としております。

そういったあたりを考慮しながら、現在、どうするのかということを検討されてるようでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

一応、1割負担、3割負担ということを考えているということですが、しかし、これはやはり、対象者が受ける方だけだということですね、限られているということで、こういった方向にするということも聞いてますが、しかし、健診事業というのは、すべての対象者が受診するわけですから、そういう権利を持っているわけですから、公衆衛生の視点から見ても、地域診療をするに当たって、重要な意義を持っていますし、また、この健診によって、医療給付を縮減する、こういったことにもつながるところです。そういった点ではですね、やはり、この保健事業は、公費負担に行く、やはりこれは、個人的なものに置きかえるのではなくて、憲法25条の健康で文化的な生活を営む権利を有す、こういった立場からですね、公費負担にすべきと思いますが、ぜひ、今後もですね、広域連合の中でも、この自己負担についてはですね、ぜひ、公費負担で行うという方向でですね、意見を上げていただきたいというふうに思います。

いろいろですね、まだ、こう、スタートしたばかりで、大変、全体像がよくわかってないちゅうところがありますが、特に、説明会の問題については、実施まで4カ月に迫った今、広域連合、町としてはですね、町民への周知徹底、これについては、具体的にどのように考えてるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

説明会につきましては、今のところ考えておりません。

で、保険料も決まりましたし、今後、広報あしや等を通じて、随時、広報していきたいと考えております。

また、広域連合の方でも、パンフレット、ポスター等の作成を今、もう早急にされとるそうでございますので、それらあたりの配付も考えていきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

これだけね、高齢者に負担を強いる制度を、その高齢者に十分、周知徹底もしてなく、パンフレットを配ってですね、やるということは、やっぱ、私は乱暴なことだと思います。そういった点ではですね、広域連合でもですね、今後、やはり、県民に対して、全県的にですね、説明会を行っていくという、こういったことを要望していただきたいというふうに思います。

以上、システム稼働までですね、4カ月という状況になっています。こんな中でもですね、ま

ならない状態、こういったものを考えますと、先ほど言いましたように、後期高齢者医療制度、これは、中止し、撤回する、こういった方向しか、私はないというふうに思います。

さらに、2008年4月から、70歳から74歳までの自己負担を1割から2割に引き上げる、65歳から74歳までの国保料を年金から天引きする、現役世代でも、支援金名目で、保険料負担が実施されます。今でも生活が大変なのに、一層生活が苦しくなる、こういったことに対して、私たち日本共産党は、高齢者医療制度の改悪を許さず、安全・安心の医療を目指して奮闘することを申し述べて、質問を終わります。

続きまして、松枯れ対策について伺います。

課長の答弁ですね、1つ、伐倒駆除の問題ですね、これは、いつごろやるのか、時期は明確になっていませんでしたが、時期はいつですか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

伐倒作業の具体的な時期は、毎年2月に伐倒の作業を実施しておりますので、ことしも2月にこの作業を始めたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

はい、わかりました。

それは、先ほどの松くい虫の被害に遭った松の数は大体350本というふうなこと言われてましたが、私も一応ですね、町内、松枯れが目立つので、一応、見て回りました。これは、確かな、正確な、一本一本まで、正確な数字ではありませんけど、1つは、高浜町のポニータクシーの前のところですね、水たまりという呼び名があるらしいんですけど、高浜町の、そこら近所はですね、大体15本の松枯れを起こしてます。この中には、直径が80センチ、周囲が2メートル60というですね、やはり、100年を超えるような大木、それもこの夏にですね、枯れてしまいました。それと、東小学校が12本、高山団地が9本、それから、鶴松団地が10本、鶴松国有林、これは、墓場の近くだけ見ただけでも10本以上は枯れてます。それから、浜口県住が3本、国民宿舎が大体8本くらいありましてね、あと、山鹿貝塚付近のですね、樹木、松の木、これがやはり20本以上は枯れてます。それから、夏井ヶ浜、これが町有地のところですね。ここら近所はもう、もう、古木はほとんどなくなってしまっていて、切り倒されてましたし、また、残ったものも、20本ぐらいは枯れてました。それから、北九州市の岩屋との境の白岩付近、ここ

にはですね、県の植林が行われていまして、相当の苗木も植わってますが、枯れてるのがですね、1メートルから2メートルぐらいの苗木が50本程度枯れてる状況です、ただ、数百本の新しい苗木は育ってるという状況でした。から、芦屋海岸は、これは海浜公園のところに数本見られる程度、それと、自衛隊基地内も数本見られる程度ってことで、これはやはり、自衛隊基地内については、日常的に自衛隊のはですね、整備しているという、そういった関係でこういった状況になったと思います。

大体、こういったところでですね、町が把握している350本というのはですね、正確な数字じゃないかなっていうふうに私も思います。

ただ、問題なのはですね、先ほど、2月に駆除を、伐倒を行うというふうに言いましたが、これは、先ほどの松くい虫のサイクルとの関係なんかも言ってもですね、松くい虫は、春から、秋から、秋には松に入って、そして、冬、越冬してですね、春また出てくるという、そういったサイクルを持っていますので、その点で、9月から春まで、2月程度までに、さなぎのときに、幼虫のときに、入ってるときに駆除していくということですね、ま、2月に行くというふうになってると思いますけど、それは、それでですね、一つの理由があると思います。

ただ、問題なのはですね、先ほど言われました芦屋東小学校ですよね、芦屋東小学校は、一応、12本松枯れしてるってことですが、これは、小学校の校内の松が枯れてるということです。で、この12本の中に、留守家庭子ども会のプレハブハウスがありますよね、その中に、その周りが全部松枯れしとるという状況が今の状況です。ですから、休憩時間に子どもが遊んだりとか、また、放課後に留守家庭子ども会に子どもが集まったりとか、通学のときに、その中を通るとか、そういった状況が行われてるわけです。

で、この間、時期ははっきりしませんけど、たしか、中央幼稚園でもですね、松の木が倒れて車に当たるとかいう事故がありましたし、ことしの10月には、堂山でも、これは松くい虫ではなかったですけど、シロアリでですね、大きな松の大木が倒れ、製氷庫をかつがつ、かわしてですね、製氷庫には当たらなかったという状況ですけど、そういったふうに、松枯れによってですね、そういった状況の中で松が伐倒したという、そういったところも生まれてます。そういった点ではですね、これは、やっぱり、2月を待つのではなくて、子どものそういった生命とかそういった観点から見ても、早急にですね、この芦屋小学校、東小学校の12本は、行くべきだと思いますけど、そういった点では、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

はい、今のご指摘がありました中央幼稚園、それから堂山あたりの松の倒木の原因ですけども、

いずれもこれは、樹体内にシロアリが食って、それにより強風で倒れたというのが実態でございます。

私どもが把握しておるのは、松くい虫による松枯れで、そういうある一定の強風で倒れるという可能性は、結構もつんだと、いうふうな見解が示されておりますので、そういう面ではちょっと安心をしておるといいますか、いずれも、倒れた原因については、シロアリが原因だったというふうに把握しておりますので、一応、東小学校の松枯れ12本、ご指摘のように、留守家庭子どもが集まる周辺でございますので、早くに伐倒する必要があるんじゃないかというようなご指摘でございますが、そういったところ、2月にこの伐倒作業、毎年やるということは、一定の根拠に基づいて時期的なものを定めておるというふうに私ども理解しておりますので、何と申しましょうかね、契約を少し早目にして、そういう段階で2月の本数まで含んだところで、契約を早くにして、そういった、子どもたちが多く集まるような危険箇所については早くに伐倒をするということは可能であると思っておりますので、この辺は、私どもも、ちょっと、財政担当の方とも、契約のあり方等については検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

先ほど、2本倒れた2本はですね、松くい虫ではなかったということですが、例えば、そういった樹木の専門の方でさえもやはり、松くい虫に当たった木をそのまま放置しておくということは、やはり、危険ですよという、そういった認識に立っておられるんですよ。ですから、松くい虫が入ると枯れとつても松は倒れんから大丈夫ですっていう認識では、私は、ちょっとおかしいというふうに思いますし、議会なんかでも、そういったことに対して、児童の命とか健康とかを守るために予算を前倒しして、こういったことに使いましたっていうことに対して反対することはないと思いますんでね、そういった点では、一刻もやっぱり、それほど財源的にもかかるものではないと思いますので、そこら近所をやっぱり、教育の観点からもやっぱり、生命を守るという観点からもね、早急にやはり、これはやるべきことだと思います。

それと、もう1つ、やっぱり、早く、松くい虫の入った木を倒すということは、一つは、確かに、冬を越させるまではいいんですけど、地下ではですね、地下茎とか根とかが、やはり、横の木とやっぱり絡んでるわけです。そういった点では、そういった地下の中からセンチウが進入していった横の木も松枯れを起こすという、そういった状況もあります。これは、やはり、高浜の水たまりを見てもみますとですね、横の木が全部もういったから、どんどんどん枯れてます。確かに、課長が言われたように、町が把握した白テープが張ってある木もあります。ただ、その

後にもう入って枯れた木もあります。テープの張ってない木もあります。そういった点ではですね、やはり、松くい虫に対する、まず第1の防除というのは、一刻も早く対応するというのが防除と思うんで、確かに、いろいろサイクルの問題で、時期的なものもあります。それが満たされる条件があるなら、やはり、町として、早い対応をしてですね、松くい虫の被害を防除するという、こういったことが必要だと思いますので、ぜひですね、教育委員会とか、そういったこともよく論議していただいてですね、東小学校の松くい虫の被害に遭った松の伐倒はですね、一刻も早くすることを強く要望するものです。

続いて、緑化対策について伺います。

北九州市緑化推進委員会というのがありまして、これは、先ほど、芦屋町の緑化推進協議会というのが、これに加入してることになってますが、この緑づくり協議会というのがありますよね、この緑づくり協議会と緑化推進協議会の違いというのはどういったことになるか、わかります。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

緑づくり協議会という認識がちょっと私どもないんですが、緑化推進協議会というのは、私どもの管轄でやっていますが、緑づくり協議会っていうのは、名称だけ聞いて、どういう位置づけだとかはよく理解していません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

やはり、緑化対策というのはですね、先ほども言いましたように、芦屋町でも今、350本からの松を伐採しなければならないと、これは、毎年この程度やっているとしますんでね、確かに、その防除対策をとったとしても、それは、被害が広がることを防ぐだけで、緑をふやすこと、松をふやすことにはつながってないわけです。そういった点で、松のですね、植林を行うということもやっぱり重要な役割が出てきます。

先ほども言いましたように、シロアリは、付近については、これは県、たしか県だと思いますけど、県が植林を2回ほど行いまして、それがやはり、苗が根付いてですね、大きいものでは、2メートルから3メートルまでなってく、そういった状況生まれてます。

それから、白岩付近、夏井ヶ浜の町有地、ここもありますけど、ここもですね、もとはきれいな山やったんですけど、開発されて、もう、今、赤土がむき出たような状況になってまして、これは、赤土がですね、流出していくという、そういった問題も起こってます。そういった中で、松くい虫に入られてですね、古木の松がなくなってるんですけど、やはり、自然発生した松がです

ね、今、相当生えてます。ただ、残念なことに、ここもですね、下草が生えたりとか、一定の整備がされてないので、松くい虫が入りやすい状況が生まれてきて、松くい虫が入ってですね、枯れている木もあるという、そういったのが状況です。

ここは、町がですね、たしか、9年ほど前ですか、町有地として取得して、今後の町の町民の憩いの場として使いたいということになってますが、ここも、財政的にもですね、なかなか厳しい状況の中で、放置されたまんまになっているのが現状だと思います。これを今後ですね、整備していくという、そういった点では、なかなか、財政的にも厳しいものがあると思いますんで、私はこういったところにもですね、今、生えている自然の松とか、そういったのを整備しながら、ちゃんとした、環境を整えていけば、十分、松林として成長してですね、住民の憩いの場になるんじゃないかという、そういったふうに考えてます。

そういった点では、今後、緑化推進ということがですね、芦屋町でも必要になってくると思います。この中でやっぱり、いろんな松を植えるにしても財源の問題もあります。芦屋町なかなか今、お金がなくて厳しいという声がありますが、これは、先ほど言いました、緑化推進については、緑の募金、こういったものを利用してですね、県とか国とかが、苗を提供したりとか、いろんなお金を提供してくれるっていう、そういったことになってます。

ちなみに調べてみますと、緑の募金の平成18年度中、市町村緑づくり協議会ということで、中間市の緑づくり協議会に49万円、水巻町に51万円、岡垣町に118万円、遠賀町に83万円、それから、地域の緑づくり支援事業、これによってですね、岡垣町の緑づくり推進協議会に50万円、遠賀町の緑づくり推進協議会に50万円、遠賀町の流域推進会議に15万円という、こういった補助金が出てですね、そういったものを原資にして、松苗とか、いろんな整備をやっています。

やはり、財政が厳しい中でも、こういったですね、国の制度とか、こういったものを遣いながら財源を生み出して芦屋町の緑化を推進していくという、こういった姿勢がこれから必要になってくると思いますけど、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

今、ご指摘のありました中間市だとか、郡内の名前が違い、緑づくり協議会とよそは言ってますが、うちは緑化推進協議会、中身は一緒でございまして、構成も一緒でございます。そのことが1点と。

それから、今、ホームページのデータにつきましては、うちの方が、ホームページの情報を流すのが遅くなったという関係等々もございまして、載っておりませんが、先ほど言いましたよう

に、芦屋町におきまして、1年間で100万円程度の町内の募金がありまして、これを一たん国の方の、先ほど言いました、国土緑化推進機構というところに送ります。で、そのうちの半分は、全国的な森林整備、緑化事業に使われる、あとの半分は自治体に戻ってくるという構造になっておりまして、芦屋町にも約半分五、六十万のお金がこの協議会に入ってきておるという状況にございます。

それで、先ほど言いましたように、この協議会をもっと生き生きと立ち上げるということで、こういった原資を使いながら、町内の、松も含めた緑化推進、これを図っていきたいというふうに思っています。

今、松のご指摘ですが、松もいろいろありまして、防風保安林、保安林、その他の松、防風保安林、保安林は、これはもう絶対守らなければという視点。

一番、今、いろいろ問題になっておるのは、その他の松でございまして、自然に過去生きてきたのが、いろいろ開発の中で、家の中や施設の横に立ったり、学校の中に立ったりという、取り残った松と申しますか、意図的に植えた松じゃないのが、いろいろ手が加わらなくて、枯れたり、松くい虫が入ったり、倒れそうになったりという被害報告をかなり受けております。

だから、そういった松を今後どうしていくかということも含めまして、こういった協議会で論議ができればなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

議長、何分ですかね。

○議長 横尾 武志君

あと2分。

○議員 7番 川上 誠一君

はい。それでは、最後にですね、やはり、同じこの近隣でもですね、こういった取り組みをやっている自治体があります。

宗像市の玄海さつき松原の会というのがありまして、ここはですね、毎年2,000本の苗を、福岡森林管理署から提供してもらい植林をしています。10年間で27団体が植えた松の苗は2万本。もう現在では、5メートルを超えるですね、ものもあります。

そして、ここは、この地域は、林野庁が進めるレクリエーションの森見直し対策事業に指定されて、森林の中に遊歩道、あずまや、案内板などを整備して、人が利用しやすい森づくりを目指しています。

こういった総事業、約8,000万。これは、国からですね、そこに出て整備しないさいという、そういったのになっています。住民の運動が、やっぱりそういったふうに進んでいくと、やはり、そういったいろんな交付金とか補助金とかを使いながら町の整備もできるわけです。

そういった点ではですね、ここでは、小学生、中学生、そういった地元のところで、総合学習の中で、こういった松林に松を植える意義とか、これは、やっぱり5年、10年の問題ではありませんから、後継者を育てようという、そういった取り組みもあって、学校の教育の中でも十分位置づけられて取り組まれているということです。

私は、芦屋町でもですね、こういった取り組みをしてですね、やはり財政が厳しい中でも、住民参画と住民協働でまちづくりを行うという、そういった人材をですね、つくっていくためには、この緑化運動をですね、やっぱり町もちゃんとした位置づけを行ってすべきだと思いますので、ぜひ今後ですね、そういった問題を真剣にとらえていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。